

(案)

一関市協働推進計画

(第3次)

令和6年度～令和10年度

わっしょい みんなでかつごう いちのせき

令和6年3月

一 関 市

目 次

第1章 第3次一関市協働推進計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 用語の定義	3

第2章 第2次計画の取組成果と課題

1 これまでの地域協働の推進に関する取組の経過	4
2 地域づくり計画の達成状況	6
3 第2次計画の主な成果	8
4 第2次計画における課題	10

第3章 本計画の基本方針と取組

1 前計画からの見直しについて	12
2 本計画の目指す姿	12
3-1 協働の考え方	12
3-2 地域協働の推進に当たっての基本的な考え方	13
3-3 地域協働体の位置付けと役割	13
4 市民センターの活用及び地域による管理	14
5 施策の基本方針	16
6 成果指標	16
7 主な施策・事業	18

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	25
2 計画の進行管理	25
3 SDGsと本計画の関連性	25

資料編	26
-----	----

第1章 第3次一関市協働推進計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本市では、協働のまちづくりの推進を施策に掲げ、平成22年12月に「一関市協働推進アクションプラン」を策定し、協働のための「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に取り組み始めました。

その後、平成26年度には、市民主体の地域づくり活動の促進と、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する分野別計画として「一関市地域協働推進計画」を策定しました。

平成30年度には地域協働推進計画の計画期間の終了に伴い、これまでに取り組んできた協働の仕組みづくりをさらに進めるため、第2次の「一関市地域協働推進計画」を策定しました。

また、令和4年3月には、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した協働のまちづくりをより一層推進するため、一関市協働推進アクションプランの見直しを行い、第2次の「一関市協働基本計画」を策定しました。

この間、少子・高齢化と人口減少が喫緊の課題となる中、地域を取り巻く環境や価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響に伴い、社会を取り巻く情勢が大きく変化しています。様々な市民ニーズに対応し、今住んでいる地域にこれからも住み続けられるよう、地域を持続させていくためには、多様な担い手がそれぞれの特性を生かしながら、市民と行政が協力し課題解決に取り組むことがますます必要になってきています。

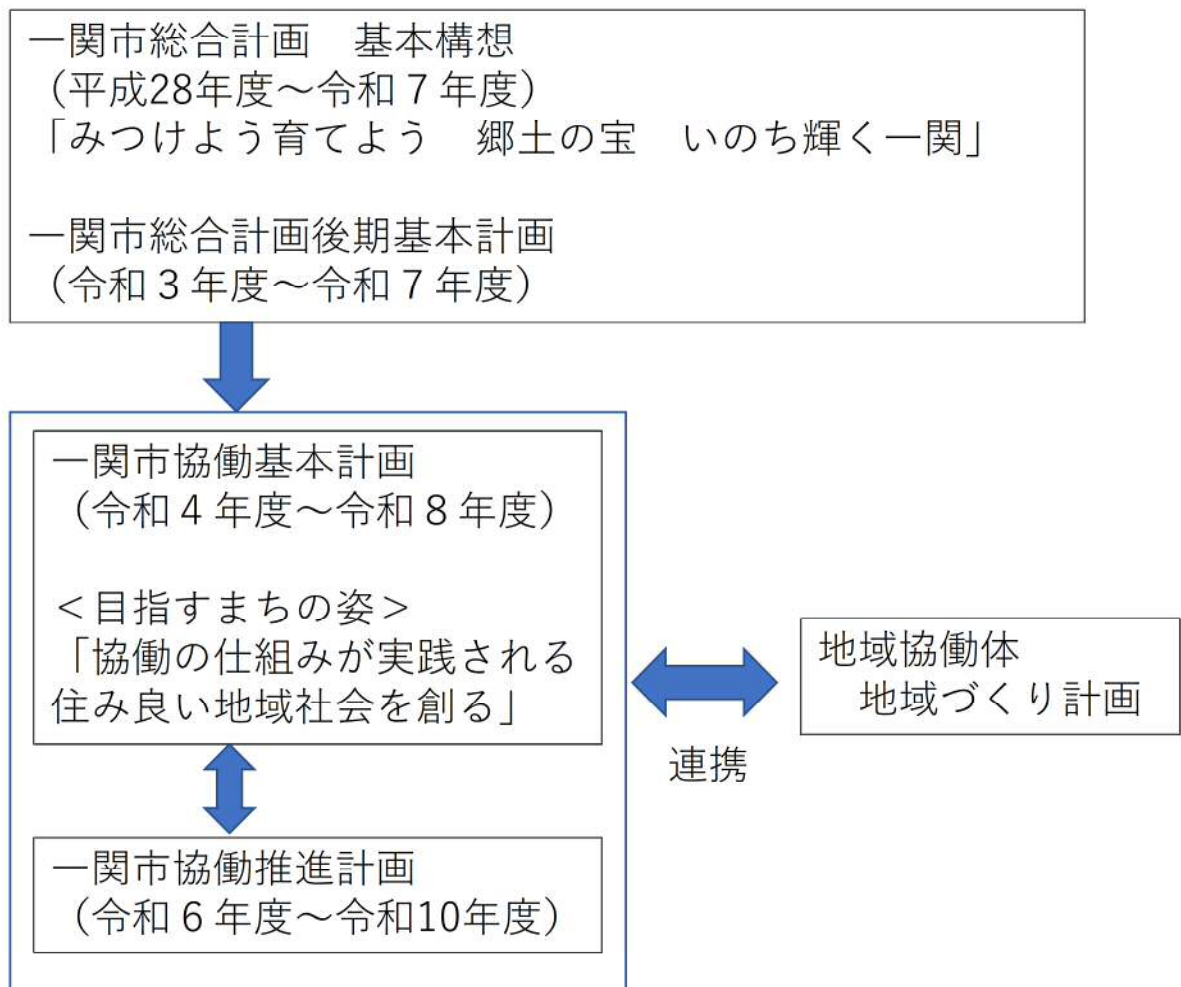
今回、第2次の「一関市地域協働推進計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組における課題を整理し、新たな視点を取り入れることで、協働のまちづくりをさらに推し進めていく必要があります。これまでの一関市地域協働推進計画では、地域協働体の設立や市民センターの指定管理者制度の導入など、協働のための「仕組みづくり」に関する取り組みを進めてきましたが、各地域で開催した住民懇談会での意見や、地域協働体へのアンケート調査の結果などから、協働のための「仕組みづくり」に加え、「人づくり」及び「環境づくり」に一体的に取り組んでいくことが急務となっています。

これらの状況を踏まえ、本市の協働の仕組みの実践による地域協働をこれまで以上に推進するため、「第3次一関市協働推進計画」を策定いたします。

2 計画の位置付け

本計画は、一関市総合計画（以下「総合計画」という。）を上位計画とし、総合計画基本計画の実行計画である、「一関市協働基本計画」に定める協働の取組を推進するための、計画とするものです。

上位計画との関係



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、総合計画との整合を図るとともに、状況に応じて見直しを行います。

4 用語の定義

本計画で使用する用語を、次のとおり定義します。

(1) 協働

協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること。

(2) 地域協働

地域の自治会（民区、町内会、集落公民館などを含む。以下同じ。）、各種団体、市民、民間事業者（企業）などの多様な主体が、一定の地域において互いに、又は行政と地域の特性や課題などを共有したうえで、役割を分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿って地域づくりに取り組むこと。

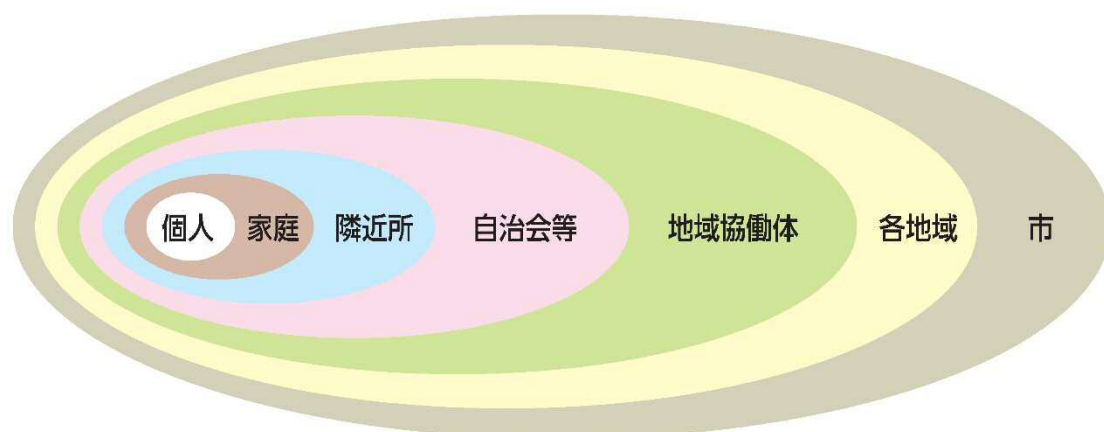
(3) 地域協働体

一定の区域において、自治会や地域の各種団体などが中心となって形成された団体で、地域づくり計画に基づき、地域課題の解決に向けた地域づくり活動を持続的に実践する組織。

(4) 補完性の原則

個人や家庭、地域でできることは自助、共助で解決し、それでも解決できない場合は、地域と行政との協働、もしくは公助として行政が補完、支援すること。

協働のまちづくりにおける補完性の原則のイメージ図



(5) 円卓会議

市民組織※1、企業、行政が、情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場。

※1 自治会、各種団体、市民活動団体、まちづくり団体、ボランティア団体など

第2章 第2次計画の取組成果と課題

1 これまでの地域協働の推進に係る取組の経過

地域や行政を取り巻く社会情勢の変化に伴い、従来の行政主導のまちづくりから、地域と行政が協働したまちづくりが必要となったことから、平成26年3月に第1次地域協働推進計画を策定し、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした支援制度の構築から実施に至るまでの基本的な事項を定め、協働のまちづくりに取り組んできました。

第1次地域協働推進計画の下、市内33の地域で地域協働体が設立され、各地域の特色を生かした事業が展開されてきました。

また、平成30年3月に策定した第2次地域協働推進計画の下では、地域協働体が市民センターの管理運営を行うことにより、市民主体の地域づくり活動を促進するうえでより効果的であることから、段階的・年次計画的に指定管理者制度の導入を進め、令和5年度までに30の市民センターで地域による管理が行われ、地域づくりの拠点としての機能の充実を図ってきました。

しかし、地域を取り巻く環境は、人口減少の影響や少子高齢化社会の進展などで高齢者世帯の増加や地域活動の参加者や担い手の減少、各種団体の役員の高齢化など、様々な課題に直面しています。現在の地域課題は複雑、多様化してきていることから、引き続き地域協働体、市民、企業、行政など多様な主体が協働しながら、課題解決に向けた活動を活性化させていくことが必要です。

(主な経過)

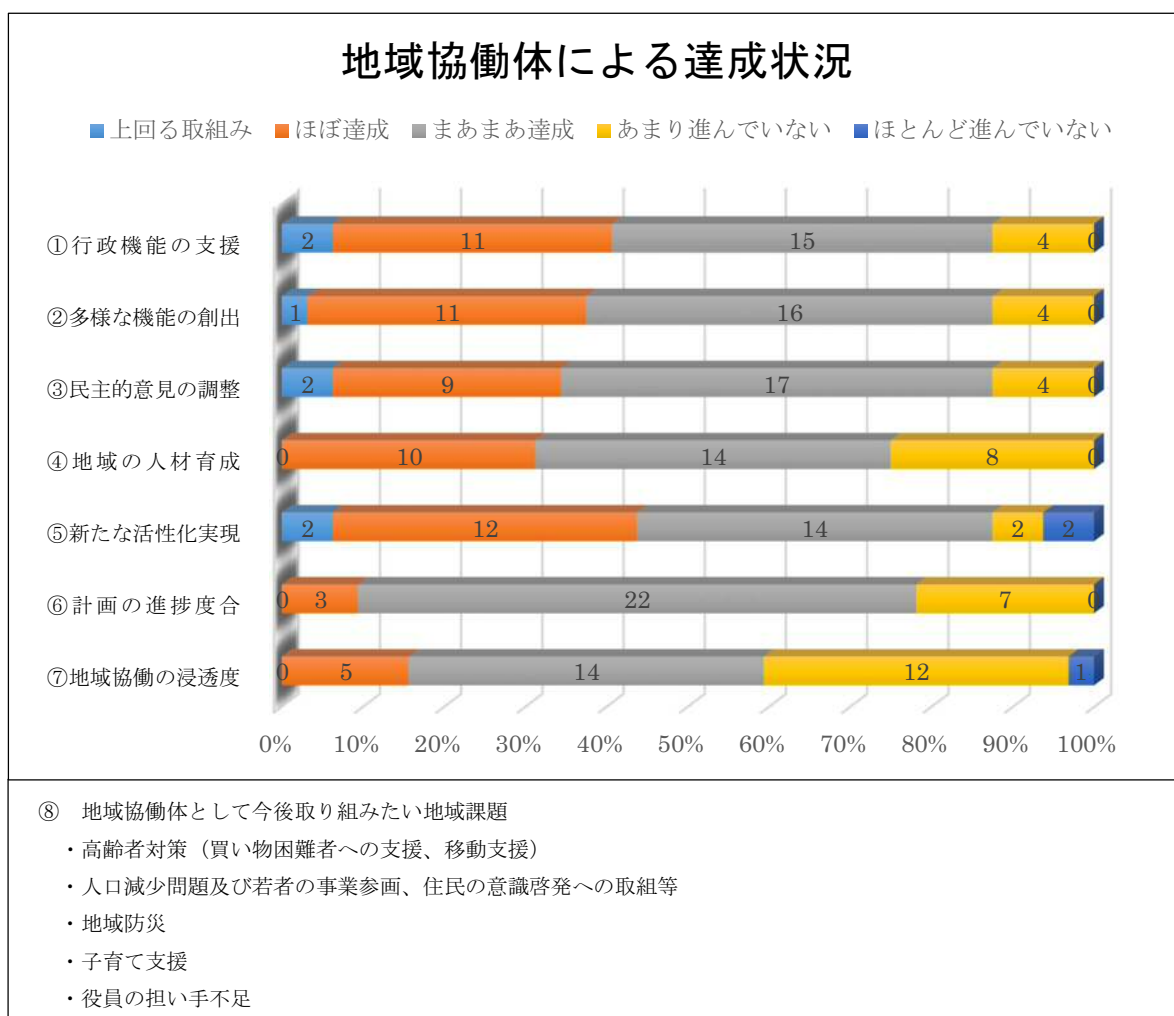
平成 22 年度	一関市協働推進アクションプラン策定 (H23.4 施行)
平成 25 年度	地域協働の仕組みづくり検討会議設置 専任集落支援員の配置 一関市地域協働推進計画策定 (H26.4 施行)
平成 26 年度	地域協働体の設立が始まる 地域協働体支援事業補助金創設 地域協働推進員の配置開始
平成 27 年度	公民館を市民センターに移行 地域担当職員を配置 地域協働体活動費補助金 (ひと・まち応援金) 創設
平成 28 年度	市民センター指定管理者制度の導入開始
平成 29 年度	地域協働体と市との意見交換会開催
平成 30 年度	地域協働支援員の配置 一関市地域協働推進計画 (第 2 次) 策定 (H31.4 施行)
令和 3 年度	地域づくりモデル事業交付金創設 第 2 次一関市協働基本計画策定 (R4.3 施行) (一関市協働推進アクションプラン見直し)
令和 4 年度	地域づくり交付金創設
令和 5 年度	一関市地域協働推進計画 (第 3 次) 策定に向けた住民懇談会の開催

2 地域づくり計画の達成状況

第2次地域協働推進計画に沿って各地域協働体が策定した地域づくり計画の事業がどの程度達成しているか、また、地域協働に係る行政施策への評価について、地域協働体に対しアンケート調査を実施したところ、次のような結果となりました。

(対象 33 団体／回答 32 団体 97%)

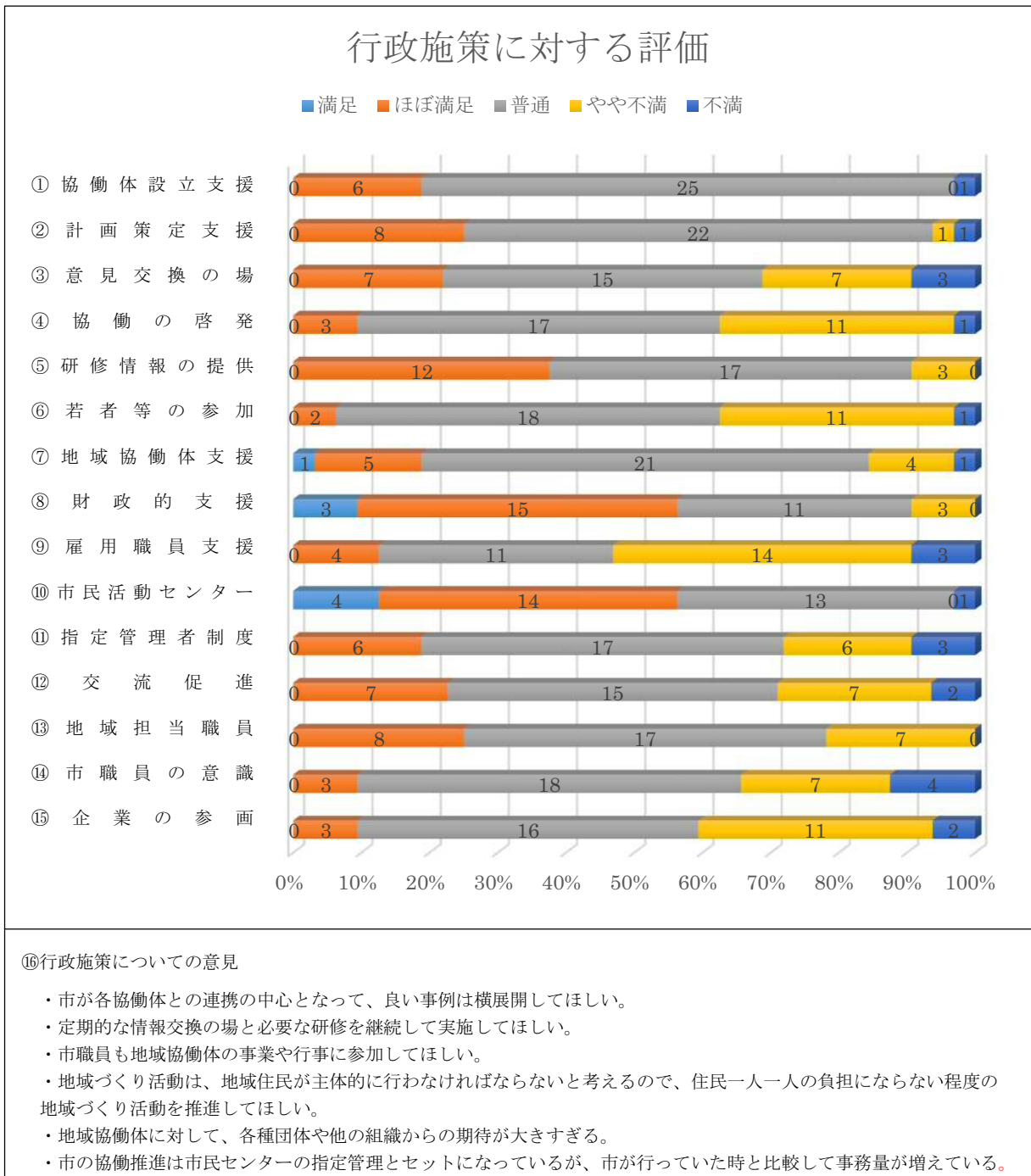
(1) 第2次計画における地域協働体の事業等の達成状況



各地域協働体が策定した計画に沿って、地域づくりの取組が概ね進んでいるものと見受けられますが、あまり進んでいないとする地域協働体もあり、今後、地域づくり計画の見直しも含めて、取組等を検討する必要があります。

特に、地域協働の考え方や取組が市民にあまり浸透していない、役員の成り手不足が懸念されるとする地域協働体が多いことから、市民意識の醸成や人材の育成を目的とした取組の必要性も挙げられています。

(2) 第2次計画における行政の施策に対する評価



行政の施策に対しては、いちのせき市民活動センターによる支援や、地域協働体活動費補助金による支援については、普通以上の評価を受けました。特に⑦財政的支援では、地域協働体活動費補助金を交付金化したことにより、これまで以上に地域協働体の自主的、主体的な取組が促進されたことから、約半数からほぼ満足との評価を受けました。

一方、交付金の算定の見直しや協働のまちづくりの啓発、若者等の地域活動への参加について、行政による積極的な関わりが求められています。

3 第2次計画の主な成果

本市では、第2次計画に基づき、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る」ことを目指して取組を推進してきました。

これまでの取組の主な成果は次のとおりです。

(1) 地域協働の仕組みと組織づくり

一関市地域協働推進計画に掲げる「地域協働体」の役割や重要性の理解を深めながら、地域協働体の設立に向けた取組や、各地域協働体が作成した地域づくり計画の見直しが14地域で進められるなど、地域の現状に沿った地域課題の解決のための取組が進められてきました。

また、移動市長室や、地域協働体と市の意見交換会の開催、地域協働や公共交通をテーマにした住民懇談会を開催するなど、地域課題についての話し合いを行い、行政への意見・要望の把握に努めました。

さらに、協働のまちづくりを広く住民に理解してもらうため、いちのせき協働ニュース「輪っしょい！」を発行するなど、継続した啓発活動を行いました。

(2) 地域人材の育成と確保

地域協働体の職員を対象とした階層別職員研修の開催や自治会を対象とした自治会長サミットの開催など、地域の人材育成に繋がる学習の機会を提供しました。

また、地域協働体や市民センター、いちのせき市民活動センターが協力し、各種活動に若者や幅広い世代が参加できるような機会の創出に取り組んできました。

(3) 地域の特性を活かした取組の推進

これまで以上に地域協働体の自主的、主体的な取組を促進するため、「地域協働体活動費補助金」を見直して、「地域づくり交付金」を創設し、地域づくり計画に基づいた取組を支援してきました。

また、指定管理者制度の導入により地域協働体が市民センターの管理運営を行い、活動の拠点とすることが、市民主体の地域づくり活動を促進するうえでより効果的であることから、段階的・年次計画的に指定管理を進め、令和5年度までに30の市民センターで、地域による管理が行われ、地域づくりの拠点機能の充実を図ってきました。

さらに、地域協働体の活動をはじめ市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、中間支援業務をNPO法人に委託し、地域及び市民組織と行政の間に立ち、地域づくり活動の支援に取り組んできました。

(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化

地域協働体相互の情報共有を図るため、成果報告会の開催やいちのせき市民活動センターによる地域活動に関する情報提供や相談の場の提供により、地域協働体相互の交流が促進されています。

また、地域協働体と行政とのパイプ役となる地域担当職員を配置しチーム会議を開催することにより、地域協働の取組支援及び連携強化につながりました。

(5) 企業の参画促進

市内の事業者が、環境保全や美化活動などの社会貢献活動や、地域活動へ参加するなど地域社会の一員としての取組が進められています。

4 第2次計画における課題

第2次一関市地域協働推進計画に基づき、取組を進めてまいりましたが、一関市協働推進会議や、各地域協働体を対象としたアンケート、住民懇談会では、次のような課題が挙げられました。

(1) 地域づくり計画の継続的な推進

地域協働体へのアンケートによると、地域づくりが順調に進んでいると回答した地域協働体が多い中で、一部の地域協働体では取組が遅れている状況にあります。地域づくり計画には、各地域の将来像（ビジョン）を掲げ、地域の課題やその解決の方向性などが盛り込まれており、住み良い地域社会を創っていくためには、地域協働体を中心とした地域全体で、地域づくり計画を継続的に推進していくことが必要です。

また、社会情勢の変化や取組を進めていく中で、組織体制や地域づくり計画の見直しを必要とする地域もあります。

(2) 地域協働の啓発

市が進める協働のまちづくりを浸透させていくため、いちのせき協働ニュース「輪っしょい！」を継続して発行するなど、普及啓発に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、対面での啓発活動が実施できなかったことなどから、広く市民に地域協働の考え方や取組が認知されるまでに至っていない状況にあります。

今後も継続的な普及啓発活動により、協働のまちづくりに対する理解を深めていく必要があります。

(3) 後継者不足と若者の参画促進

人口減少や少子高齢化が進む中で、地域においては様々な活動が行われていますが、参加者の減少や固定化が課題となっています。

また、地域の役員のみ手が少ないため、役員の高齢化も進み、長期間役員を引き受けざるを得ないや、事務局や役員の負担が重いとの意見が出るなど、地域の人材育成が課題となっています。

若い人が各種活動に参加しやすい環境をつくるとともに、幅広い世代の参画が求められています。

(4) 支援制度の見直し

地域協働体活動費補助金や地域づくり交付金などにより、地域協働の取組を支援してきましたが、地域協働体が進める課題の解決に向けた取組を進める中で、地域協働体の規模に応じた交付金の見直しや地域協働体職員の待遇改善が求められています。

(5) 地域と行政の連携

これまで地域協働体と行政との連絡会議や地域担当職員の配置などにより、地域と行政の連携を図ってきましたが、地域協働を進めるためには、一層の連携を図ることが必要となっています。

さらに、地域協働体の活動状況に応じた、いちのせき市民活動センターなどによる中間支援組織としてのサポートが引き続き求められています。

(6) 事業者による地域協働への参画

市が進める協働のまちづくりを浸透させていくための普及啓発などの取組が十分ではなかったことから、事業者の協働の取組への理解が進んでいません。

企業の特性や専門性を生かし、地域課題解決に向けた取組を推進するため、情報の提供をより一層強化するとともに、企業と市民との協働の機会の創出や連携強化が求められています。

第3章 本計画の基本方針と取組

1 前計画からの見直しについて

本市では、協働のまちづくりの推進を施策に掲げ、協働のための「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に取り組んできました。そして、市民主体の地域づくり活動の促進と、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する第1次及び第2次「一関市地域協働推進計画」を策定し、地域協働体の設立や市民センターの指定管理者制度の導入など、協働のための「仕組みづくり」に関する取組を進めてきました。

第3次計画の策定に当たり、住民懇談会や地域協働体へのアンケートを実施した結果、共通した課題が「人づくり」や「環境づくり」に関するものでありました。各組織に共通している課題の効果的な解決を図るためには、「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に一体的に取り組むことが有効と捉え、令和5年度までを計画期間とする第2次一関市地域協働推進計画を見直し、第3次一関市協働推進計画として、3つの基本方針を掲げ、各種事業に取り組むこととしました。

2 本計画の目指す姿

『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変わりつつあり、また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動することが重要です。

本計画は、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る」ことを目指します。

3-1 協働の考え方

協働とは、「協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること」をいいます。

また、一関市では、協働のスタイルとなる行動基準を次の3つとします。

- (1) 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。
- (2) 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。
- (3) 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。

3-2 地域協働の推進に当たっての基本的な考え方

次の2つの基本的な考え方を踏まえ、地域協働を推進します。

(1) 自立型の地域づくり

「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、自らが実践する自主・自立の地域づくりを促進していくこととします。

また、地域で取り組むことがより効果的、効率的なもの、身近なところで自ら判断し実施した方がよいものなどについて、地域の創意と主体性を活かし取り組んでいきます。

(2) 補完性の原則

これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、市民、地域、行政等が連携し、お互いが支えあい、補完しながら解決するという「補完性の原則」の考え方を基本に進めていくこととします。

3-3 地域協働体の位置付けと役割

(1) 地域協働体の位置付け

- ① 地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域の特性を活かした地域づくりや地域課題の解決に取り組むなど地域コミュニティを代表する組織です。
- ② 地域課題に関する市民の意見を市の施策に反映させるため、当該地域における行政事業に関し、地域を代表して意見するなど協働のまちづくりを進めるための行政のメインパートナーです。
 - ・ 地域協働体は、地域づくり計画の実行を推進する。行政は、地域づくり計画など地域協働体で決定された事項を尊重し、市の施策への反映に努める。
 - ・ 地域の実情に応じ、地域が行った方が効果的、効率的な事業を行政と協議のうえ、実施する。（公園等の管理運営、道路等維持、子育て・福祉事業の運営など）

(2) 地域協働体の役割

地域協働体には5つの役割を期待しています。

例示すると次のような活動の視点や事業等が考えられますが、地域の実情に応じて、地域協働体が必要な取組を実践します。

区 分	活動の事例
①行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会や単独の地域組織でできないことへの連携対応 ・活動拠点としての市民センターの管理運営 など
②多様な住民参画を通じたコミュニティ機能の再生・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン、買物代行、子育てサロン ・環境パトロール、防犯パトロール ・都市と農村の交流事業 など
③民主的な地域意見の調整や集約	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、意見交換、ワークショップ ・将来ビジョン、地域づくり計画の策定と推進 ・地域要望、ニーズの取りまとめと提案 など
④コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成 ・研修会、講演会、視察、講座の実施 ・活動や交流を通じた地域人材の発掘 など
⑤新たなまちづくりや活性化の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・夏まつり、文化祭の実施、体験学習等の受入 ・共同店舗運営、農産物の加工、提携販売、特産品開発販売 ・地域住民の買い物支援 ・高齢者世帯の見守り など

4 市民センターの活用及び地域による管理

(1) 市民センターの活用

市民センターは、地域協働体、市民及び各種団体など多くの人の「集い」の核として、「ともに考える」場をつくり、お互い協力し、支え合う地域社会の拠点となっています。

また、市民主体の生涯学習や地域づくりの取組を通じて、人材育成や地域の担い手の確保を図るとともに、生涯各時期における各種社会教育事業や芸術、文化に関連した事業、各種団体などと連携した事業を継続して行っています。

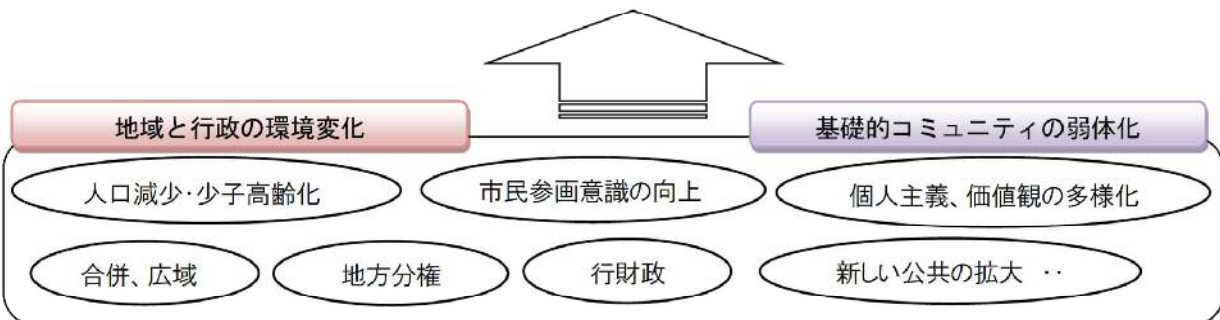
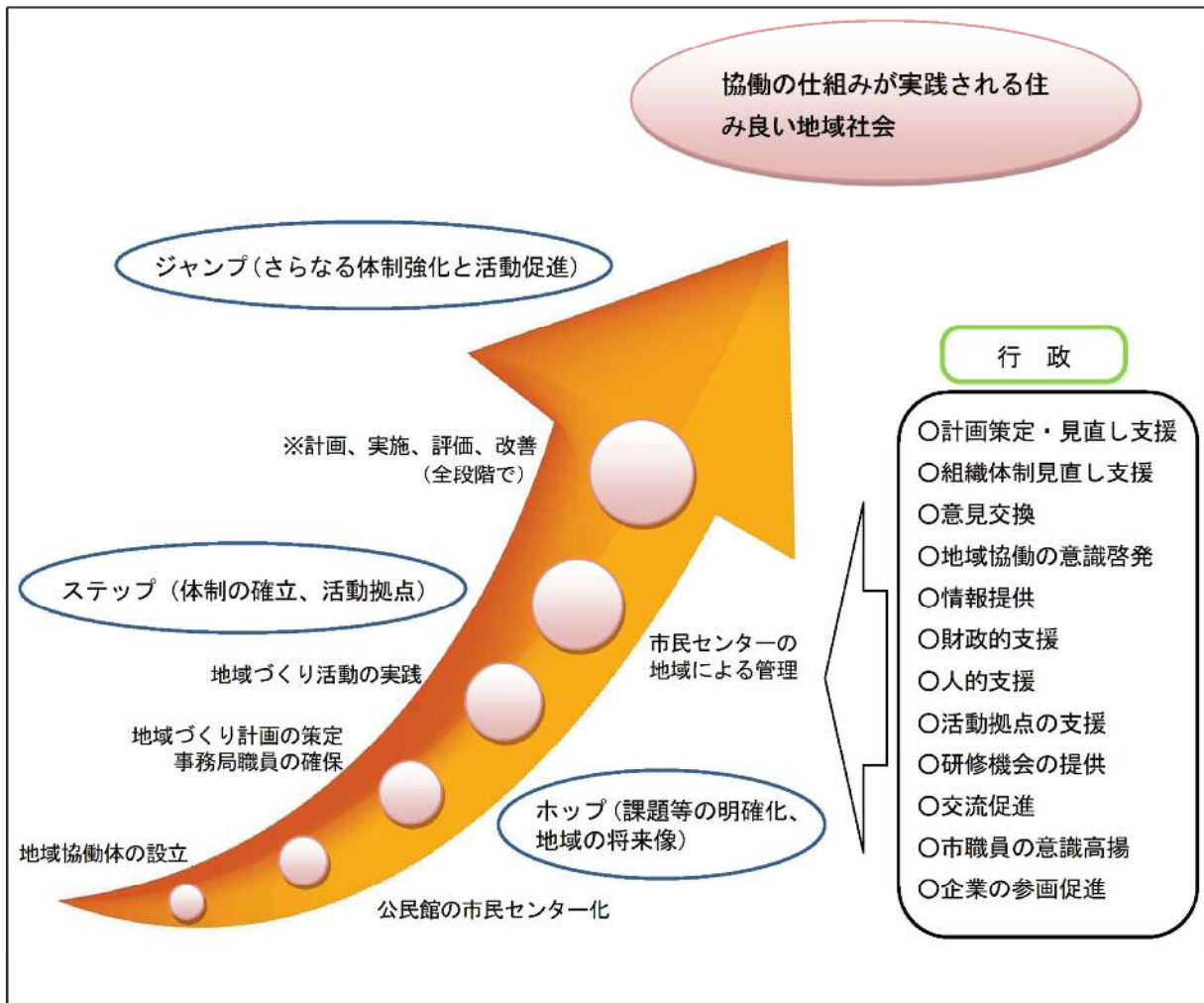
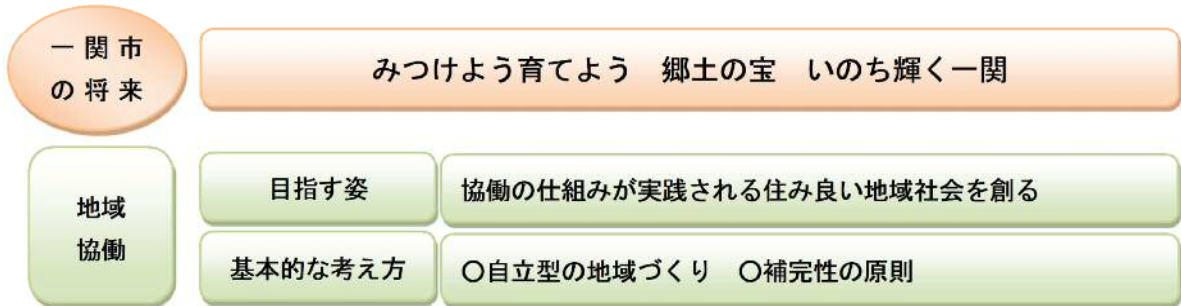
(2) 地域による市民センターの管理

地域協働を進めるに当たって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、より効果的であり望ましいと考えています。

また、行政が施設の管理運営に必要な経費を負担することにより、生涯学習や社会教育の各種事業と連携した地域づくり活動が展開しやすくなるとともに、地域の特性を活かした取組や人材育成が中長期的に取り組めるなど、持続的な地域協働の取組が確保される仕組みと考えています。

引き続き、地域による市民センターの管理を順次進めていきます。

みんなで創る地域協働の仕組みとイメージ



5 施策の基本方針

地域を取り巻く現状やこれまでの取組成果と課題を踏まえ、一関市協働基本計画に掲げる次の3つの基本方針に基づき、各種事業に取り組みます。

基本方針1 協働のための人づくり

基本方針2 協働のための環境づくり

基本方針3 協働のための仕組みづくり

6 成果指標

目標の達成度については、一関市総合計画の指標を活用し、成果指標とするほか、各基本方針において個別に指標を設定し、検証します。

【一関市総合計画の指標】

指標		単位	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
1	市民1人当たりの市民センター利用回数	回/年	3.77	4.23

市民センターは、地域協働体、市民及び各種団体など多くの人の「集い」の核となっており、「ともに考える」場をつくり、お互い協力し、支え合う協働のまちづくりの拠点です。

市民1人当たりの市民センター利用回数は、市民センターの活用度や地域協働体や自治会、各種市民活動団体の活性化度を示す指標です。

一関市協働推進計画（第3次）体系図

基本方針			取組主体		
No.	施策	具体的な取組	市民等	協働体	市
基本方針1 協働のための人づくり					
1	市民意識の啓発	①情報発信機能及び体制の強化	○	○	◎
		②地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催	○	○	◎
2	地域の人材育成	③学習機会の提供	○	○	◎
		④市政への参画	◎	○	○
3	市職員の意識高揚	⑤職員研修の実施			◎
		⑥職員意識調査の実施			◎
基本方針2 協働のための環境づくり					
1	協働の主体の充実	⑦市民が市民とつながる交流の場	○	◎	○
		⑧事業者との連携	○	○	◎
2	協働を進めるための場づくり	⑨自治会等活動費総合補助金の活用	◎		○
		⑩話し合いの促進	○	◎	○
基本方針3 協働のための仕組みづくり					
1	情報の共有と意見の反映	⑪「地域づくり計画」の市政への反映		○	◎
		⑫「地域協働体と行政との意見交換		○	◎
2	行政等の支援	⑬地域協働体への財政的支援		○	◎
		⑭職員による活動支援		○	◎
3	中間支援組織による支援	⑮中間支援組織による支援	○	○	◎
4	事業形態の選択活用	⑯事業形態の活用	○	○	◎
5	地域協働の仕組みづくり	⑰地域協働体の組織づくり	○	○	◎
		⑱地域による市民センターの管理	○	◎	○

注：表中の記号は、◎は先導的に取り組む主体、○は、参加、協力する主体

7 主要な施策・事業

基本方針1 協働のための人づくり

(1) 市民意識の啓発

- ① 地域の課題や将来像をお互いに共有し、役割を分担して取り組む、協働のまちづくりに関する総合的な情報提供を行います。

事業1		情報発信機能及び体制の強化				拡充		
内容	○協働及び地域協働の意味や取組の事例、地域協働体や市民活動団体の活動状況などについて、多様な媒体を用いて定期的に情報発信を行います。	実施年度						
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度		
		実施	→	→	→	→		

- ② 「自らがまちづくりの担い手である」という意識を高め、市民一人ひとりのまちづくりへの自発的な関わりを促進します。

事業2		地域協働体職員等情報交換会、活動成果報告会の開催				拡充		
内容	○地域協働体・自治会の担い手としての意識の醸成を図るため、地域活動の成功事例や悩みを共有する情報交換会を開催します。 ○地域協働体の活動成果を広く周知するとともに、まちづくりへの自発的な関わりを促進するため、活動成果発表会を開催します。	実施年度						
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度		
		実施	→	→	→	→		

(2) 地域の人材育成

- ① 市民組織の中心的な役割を担う人材を、あらゆる機会を活用し育成します。
- ② 市民の誰もが学習できるような機会を確保、提供し、幅広い年代の参画につなげます。

事業3		学習機会の提供				新規
内容	<p>○地域協働体の職員に対して、地域協働体の運営などに係る研修の機会を提供するとともに、階層別職員研修などを開催します。</p> <p>○多様な人材による地域活動の参画を支援するため、必要な知識や技術の習得を目的とした担い手養成講座などを開催します。</p>	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

事業4		市政への参画				新規
内容	<p>○審議会等への委員の選任など、市民の多様な知識や技術等を適時に市政に反映する仕組みであるまちづくりスタッフバンクへの登録を促進します。</p>	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

(3) 市職員の意識高揚

- ① 協働のまちづくりに関する共通理解を図るとともに、課題解決に必要な力を向上させるため、職員研修に取り組みます。
- ② 一市民としてもまちづくり活動に参画します。

事業5		職員研修の実施				継続
内容	<p>○職員が協働の意味を正しく理解し、実践できるよう職員研修や新採用職員研修等を行います。</p> <p>また、職員も地域の一人として地域活動に積極的に参加するよう意識の醸成を図ります。</p>	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

事業 6		職員意識調査の実施				新規
内容	○職員の協働に対する理解度や地域活動や市民活動への参加状況について、定期的に意識調査を実施します。その結果を踏まえて、在職中や退職後の地域活動や市民活動への積極的な参加を促します。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

指標

指標		単位	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
1	輪っしょい!!WEBへの年間アクセス数	件	7,033	10,000
2	まちづくりスタッフバンクの登録者数	人	41	61
3	市職員の協働に対する認知度	%	—	90

基本方針 2 協働のための環境づくり

(1) 協働の主体の充実

- ① 協働の主体となる持続可能な組織に向けて、若者など幅広い年代が参画しやすい仕組みづくりを進めます。
- ② 市内の各地域や民間事業者（企業）などの様々な主体との交流や連携を進め、多様な人材が参画するまちづくりを促進します。

事業 7		市民がつながる交流の場の充実				新規
内容	○協働のまちづくりを促進するため、若者や多様な主体が連携することが必要であることから、地域の活動や課題を学ぶ交流の場の創出に取り組みます。 ○地域行事や会議を開催する際は、お互い声を掛け合うなど参加しやすい環境づくりに取り組みます。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

事業 8		事業者との連携			継続	
内容	○事業者の特性や専門性を生かした地域課題解決に向けた取組を推進するため、情報を提供するとともに、事業者と市民との協働の機会の創出や連携強化に努めます。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

(2) 協働を進めるための場づくり

- ① 自治会等の集会施設整備に努めます。
- ② 地域協働体が地域の円卓会議の役割を担い、活発な意見交換ができるよう推進します。

事業 9		自治会等活動費総合補助金の活用			継続	
内容	○自治集会所等の整備で必要となる費用の一部を補助する制度を継続して実施するとともに、制度の周知を図ります。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

事業 10		話し合いの促進			新規	
内容	○地域の特性や課題に応じた取組を進めるため、自治会や地域協働体が話し合いの場を設けることを促すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における課題を共有します。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

指標

指標		単位	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
1	地域協働体の活動件数	件	466	486
2	いちのせき市民活動センターによる話し合い支援の件数	件	138	150

基本方針3 協働のための仕組みづくり

(1) 情報の共有と意見の反映

- ① 行政情報を可能な限りわかりやすく各種媒体を活用して提供に努めるとともに、市民の意見や提言について施策等への反映に努めます。
- ② 市民と行政は、意見交換の機会確保に努め、幅広い年代の市民同士での情報提供、意見交換に努めます。

事業 11	「地域づくり計画」の市政への反映	継続				
内容	○地域協働体等からの意見・要望・提言等については、事業の優先順位や役割・負担の程度を基に、市の施策への反映に努めます。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		検討	→	実施	→	→

事業 12	「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置	継続				
内容	○移動市長室等の機会を活用し、地域と市長が地域の将来像を共有するための意見交換会を開催します。 ○地域づくり計画の実施等に関して、地域協働体からの申出により、地域協働体と市との意見交換会を開催します。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

(2) 行政等の支援

- ① 市民組織が行う公共的、公益的活動について、行政等は人、物、お金の支援を行います。

事業 13	地域づくり交付金などによる支援	継続				
内容	○地域協働体や自治会が取り組む地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり活動に対し、地域づくり交付金及び自治会等活動費総合補助金による支援を行います。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

事業 14		職員による活動支援			継続	
内容	○市職員は、地域の現状や課題、目指す方向性を把握すると共に、地域の課題解決に向けた取組を支援します。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

(3) 中間支援組織による支援

- ① いちのせき市民活動センターなどを中間支援組織として位置付け、行政との役割分担を行い、組織相互の連携促進と市民組織の活動を支援します。

事業 15		中間支援組織による支援			継続	
内容	○地域における話し合いの場において、課題の抽出・共有、解決に向けた取組への助言、先進事例の紹介など、地域に寄り添った支援を行います。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

(4) 事業形態の選択活用

- ① 協働による事業形態は、相乗効果が最も見込まれるものを選択して、その機能が十分生かされるよう努めます。

事業 16		事業形態の活用			継続	
内容	○事業形態の選択に当たっては、相乗効果が最も見込まれるものを選択し、その機能が十分生かされるよう努めます。 ※事業形態：共催、後援、実行委員会、委託、補助、協定など	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

(5) 地域協働の仕組みづくり

- ① 地域協働体を中心とした市民主体の地域協働の仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図ります。
- ② 市民センターを地域づくりの拠点として位置付け、地域の活力の創出につなげます。

事業 17	地域協働体の組織づくり	継続				
内容	○地域協働体による市民主体の地域づくりをより一層進めるため、地域協働体設立に向けた取組や、地域協働の仕組みと組織づくりを、いちのせき市民活動センターと連携し、支援します。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

事業 18	地域による市民センターの管理	継続				
内容	○地域協働体は、地域協働を進めるにあたり、市民センターの管理運営を担うとともに、市民主体の協働のまちづくりを推進します。 ○行政は、施設管理に必要な費用を負担するとともに、研修の機会や情報の提供、学習事業実施に係る助言、支援等を行います。	実施年度				
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	→

指標

指標		単位	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
1	チーム会議の開催数	回	125	170
2	いちのせき市民活動センター年間相談件数	件	2,335	2,500
3	地域協働体の設立件数	件	33	34

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、地域協働体をはじめ、自治会組織やNPO法人、地域活動に関わりを持つ各種団体、企業など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

2 計画の進行管理

協働を推進するにあたり、市は常に協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があるため、本計画に定める事業については、次に掲げる方法により進行管理を行います。

(1) 計画の進行管理

協働推進会議を開催し、協働推進計画の進捗状況及び進め方、見直しなどについて意見を求めます。

(2) 評価と検証

行政は、協働で取り組んだ事業について、参加者を対象としたアンケート調査や、意見聴取等を行い、第三者視点による評価に努めるとともに、協働推進会議で客観的な評価、検証を行います。

3 SDGsと本計画の関連性

本計画は、SDGsの多くの理念につながるものです。

その中で、SDGsで示された17のゴールのうち、主な5つのゴールを意識して取り組むものとします。

